



基本構想

第2次氷川町総合振興計画
後期基本計画 2023～2027

はじめに

1. 計画策定の趣旨

本町は、平成 20 年に「第 1 次氷川町総合振興計画 火燃ゆるまちの未来」を策定し、将来像として『『おかえりなさい』の声が聞こえるまち一定住できるまち』を掲げ、その実現にむけた施策や事業を進めてきました。

平成 30 年には、「第 1 次氷川町総合振興計画」に掲げた施策や事業の成果と課題を踏まえながら、地方自治の本旨に基づき、住民のさらなる福祉の向上を図り、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するために、将来像として「小さなまちで、大きな幸せを感じる 田園都市・氷川」を掲げ、「第 2 次氷川町総合振興計画」を策定しました。

策定から 5 年が経過し、第 2 次総合振興計画における前期基本計画期間が終了することから、新型コロナウイルス感染症拡大など社会情勢の変化や、これまでの取組の成果と課題を踏まえて、「第 2 次氷川町総合振興計画後期基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、行政運営の総合的な指針であり、本町が目指すべきまちの将来像を掲げ、今後のまちづくりの方針や 5 つの未来で取り組むべき方向性を明らかにした、本町の行政運営における最上位計画です。

3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」「地区別計画」で構成されています。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
団体自治 ^{※1} の計画	基本構想（10 年間）									
	前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）				
	実施計画（3 年間）							実施計画（3 年間）		
住民自治 ^{※2} の計画	地区別計画（10 年間）									

* 1 一定の地域において、国から独立した地方公共団体（自治体）が、権限と責任を持って地域の行政にあたること。

* 2 住民自らがまちの進むべき方向を意思決定し、自ら責任を持って実践していくもの。

(1) 基本構想

第1次氷川町総合振興計画の策定から10年が経過した中での社会情勢の変化や、まちづくりの成果と課題を踏まえ、今後10年間で目指すべきまちの将来像と将来人口の展望、将来のまちの姿を掲げ、5つの未来（分野）ごとの将来像や方向性、施策を示します。

5つの未来（分野）ごとの将来像の実現にむけて、住民と行政が協働で行う施策と、今後10年間で町として重点的に取り組むべき施策を重点プロジェクトとして定めます。

計画期間は、長期的な展望を見据えつつ、平成30年度を初年度とし、令和9年度を目標年次とする10年間とします。

(2) 基本計画

基本構想に掲げたまちの将来像、5つの未来（分野）ごとの将来像の実現にむけ、行政が行うべき各分野の基本施策を定めます。

基本構想を踏まえて10年間を見通しつつ実効性を高めるために、前期基本計画の計画期間は令和4年度を目標年次とする5年間とし、中間で施策の進捗や成果を踏まえて見直し、後期基本計画の計画期間は令和9年度を目標年次とする5年間とします。

(3) 実施計画

基本計画で定めた各分野の施策を基に具体的な事業内容を定め、財政的な裏付けを伴って施策や事業を年度別に定めます。

計画期間は3年間とし、毎年度見直しを行い、実施計画に位置づけた施策や事業を確実に実行していきます。

(4) 地区別計画

氷川町のまちづくりにおける、住民自治の基本となる、地区のまちづくりの目標とその目標を実現するための取組を定めます。この地区別計画は、その地区に暮らす住民みんなでその内容を共有し、自分たちでできることは自分たちで取り組むことを基本に、行政の支援を受けつつ地区のまちづくりを進めていくためのよりどころとなる計画です。

計画期間は、基本構想と同様に10年間とします。

人口動向と将来人口の展望

1. 氷川町の人口の現状分析

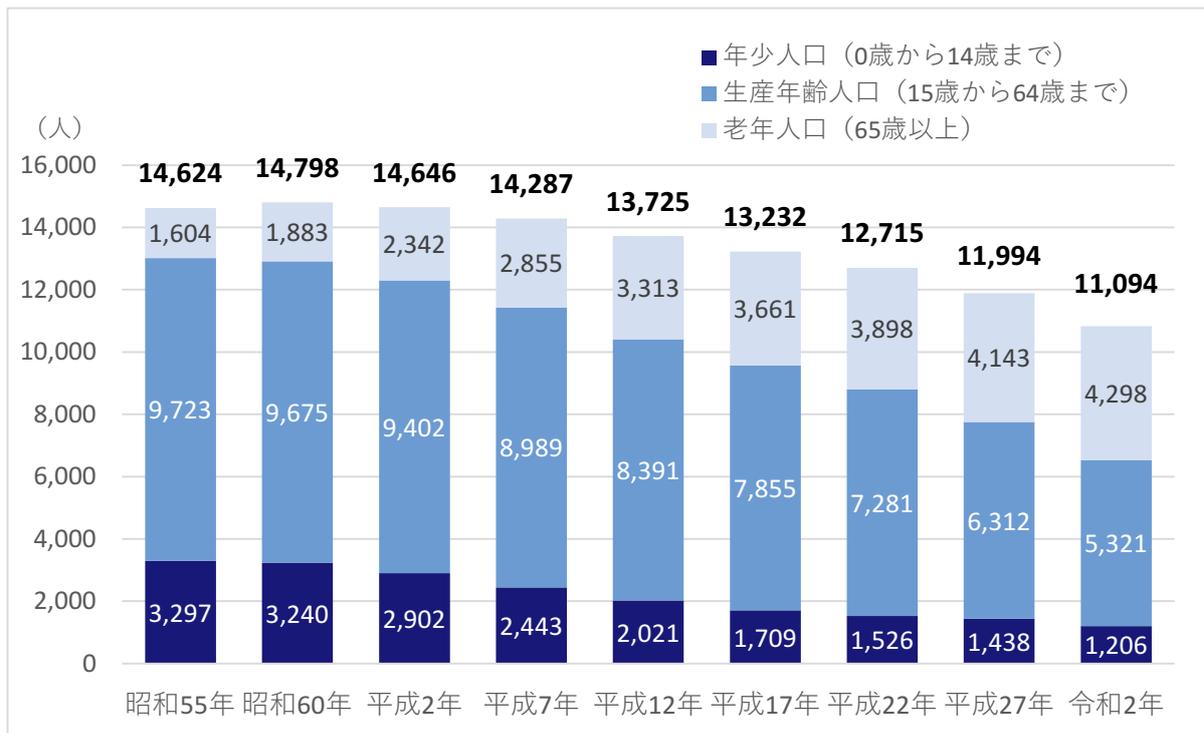
(1) 総人口・年齢階級別人口

氷川町の人口は、昭和 60 年以降減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査の結果では総人口 11,094 人となっています。

年齢 3 区分人口では、生産年齢人口、年少人口が減少している一方で、老年人口は増加しており、令和 2 年国勢調査の結果では年少人口 1,206 人（10.9%）、生産年齢人口 5,321 人（48.0%）、老年人口 4,298 人（38.7%）となっています。

このような傾向は今後も続くと想定されており、氷川町は、人口減少社会と超高齢社会^{*1}の問題を同時に抱えていることとなります。

* 1 高齢社会が進行し、65 歳以上の高齢者の割合が「人口の 21%」を超えた社会をいう。高齢化社会の基準である高齢者割合 7%を 3 倍にしたもので、日本では、2010 年には高齢化率 23%を超え、超高齢社会を迎えた。

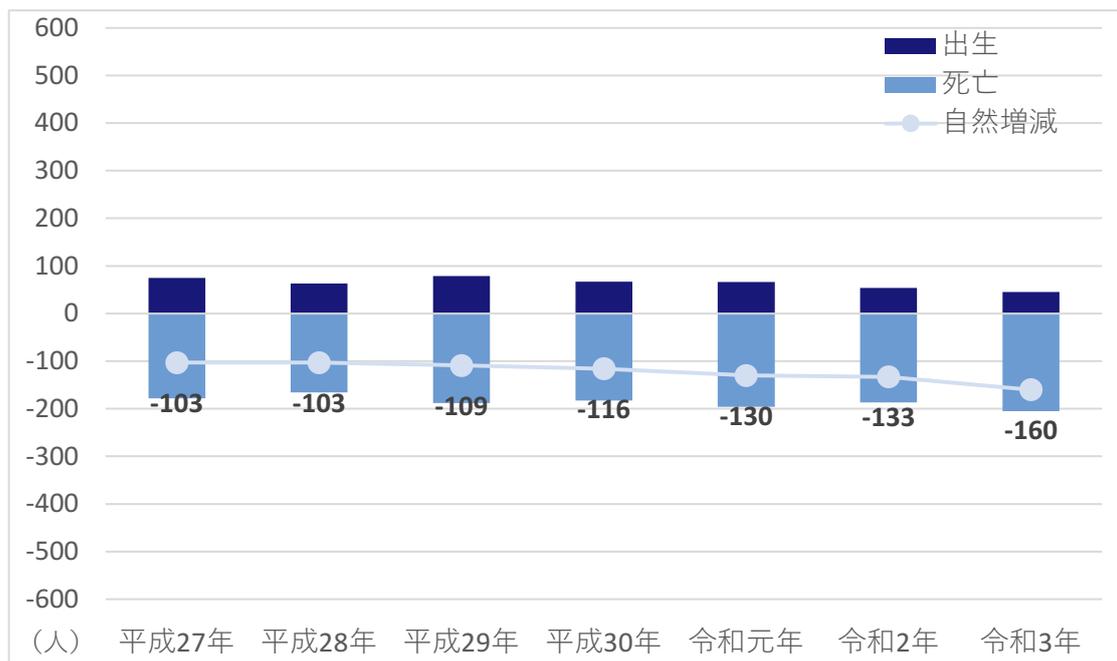


図：年齢 3 区分人口の推移

出典：各年国勢調査

(2) 自然動態

氷川町では死亡数が出生数を上回っており、自然増減はマイナスの状態が続いています。



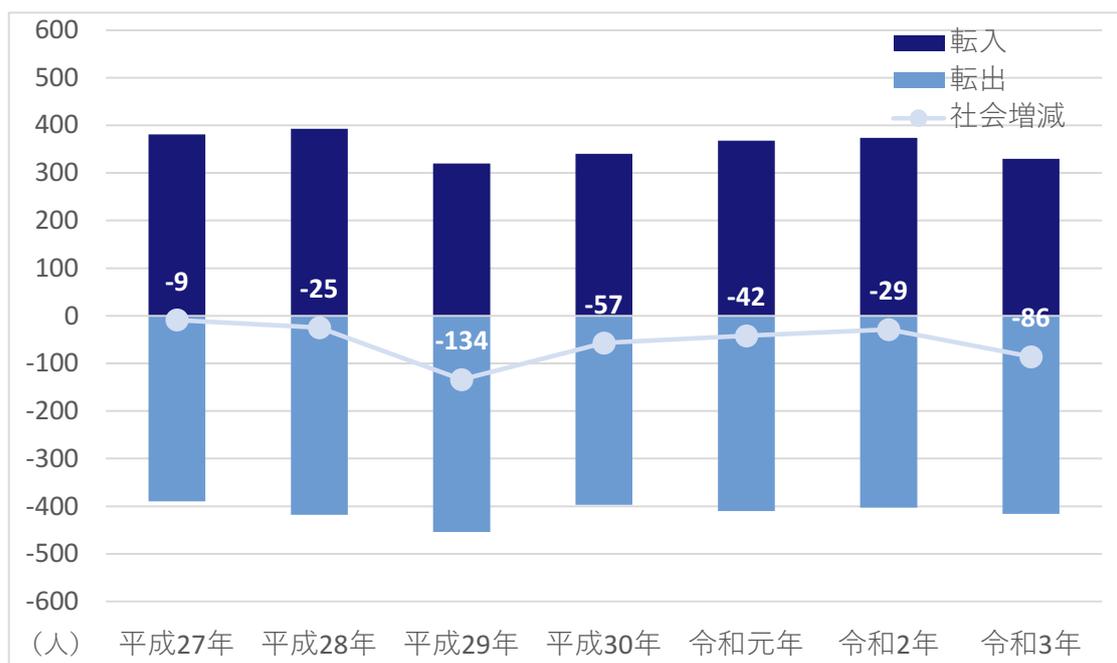
図：自然増減（出生数、死亡数）の推移

出典：各年熊本県推計人口調査結果報告（年報）

(3) 社会動態

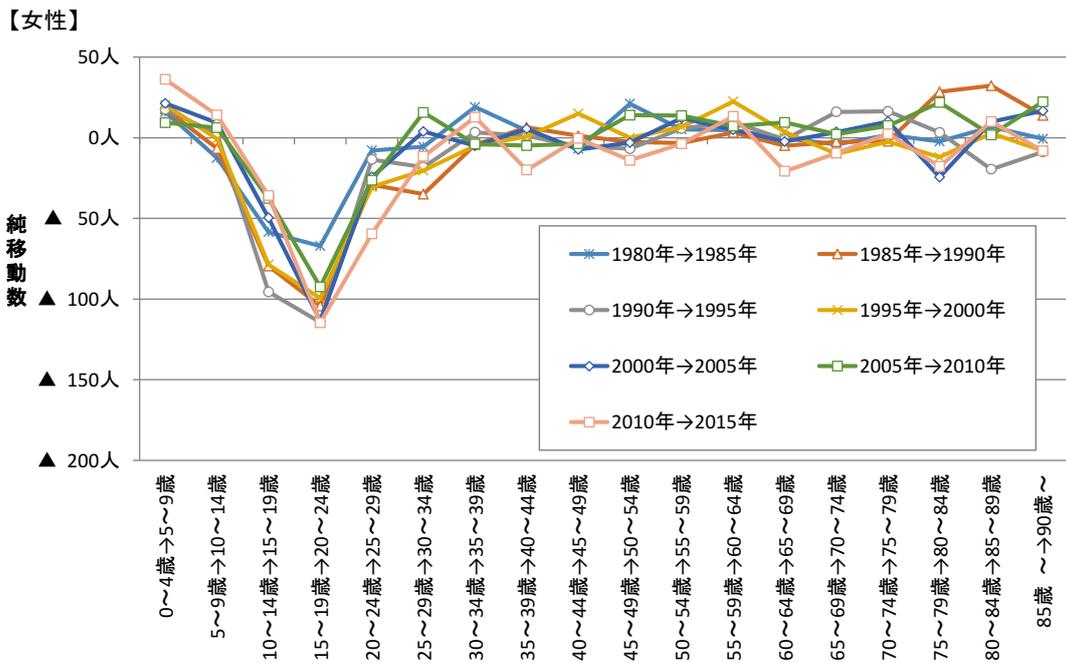
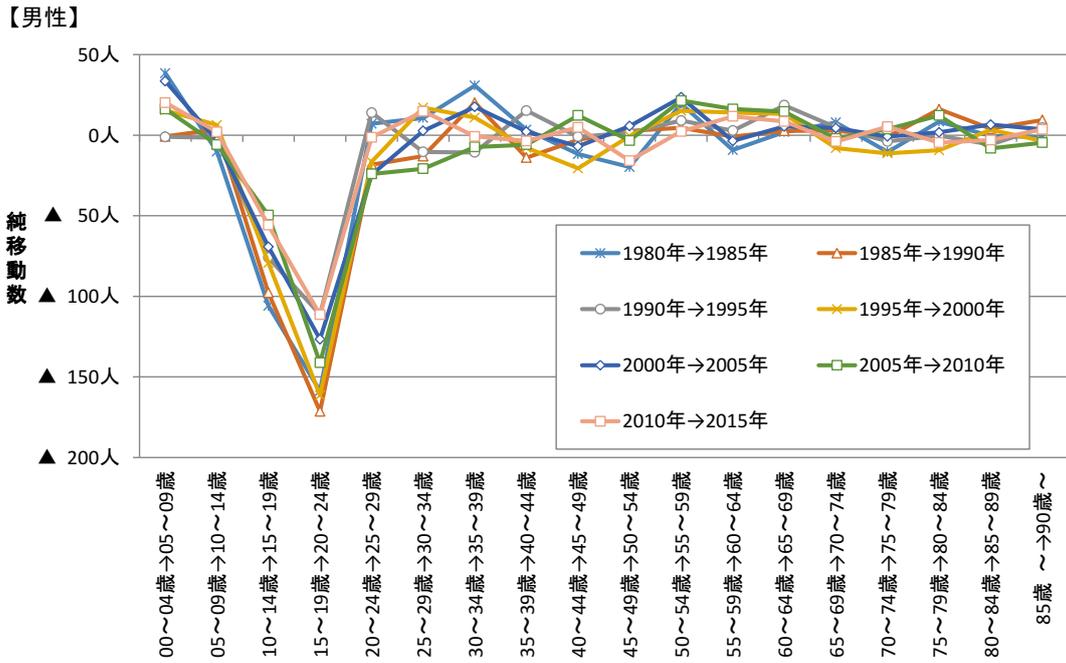
氷川町では転出数が転入数を上回っており、社会増減もマイナスの状態が続いています。

年齢階級別人口移動に着目すると、10代後半から20代前半にかけての転出が多く、進学や就職をきっかけに氷川町から転出していると考えられます。



図：社会増減（転入数、転出数）の推移

出典：各年熊本県推計人口調査結果報告（年報）



(資料) 総務省「国勢調査(平成27年)」

※男女5歳階級別の純移動数は、国勢調査の人口と各期間の生残率を用いて推定した値。

図：年齢階級別人口移動の推移

出典：第2期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

2. 氷川町の将来人口の展望

氷川町では、令和2年3月に策定した「第2期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」において、2060年の目標人口を7,000人と定めています。

本計画の目標年次である令和9年度（2027年度）では10,000人以上を維持することを目指します。

各年齢区分の人口比率をバランス良く保ち、緩やかな人口減少を目指すことが望ましい。そのためには、

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、仮に一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

合計特殊出生率の上昇と社会移動（転出超過減、転入超過増）

（シミュレーション3）

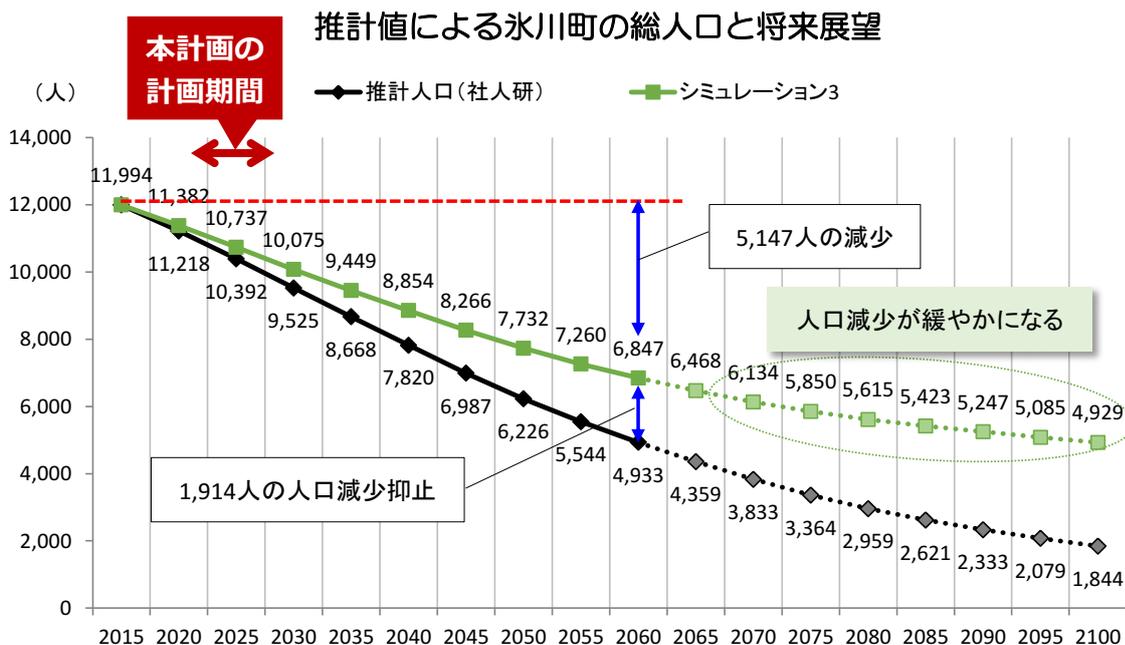
- 合計特殊出生率（出生率） 1.51（2015年）⇒1.80（2030年）
1.80（2030年）⇒2.07（2060年）
- 社会移動 2040年まで社会移動人口を転出超過減、転入超過増
2040年以降も転出超過減、転入超過増を継続

2060年に人口6,847人を目指すことが望ましい

2060年の人口 6,847人（目標 7,000人）

対策が進めば

長期的には2070年頃から5,000人から6,000人前後で安定予測



（資料）将来推計人口のワークシートを活用し、独自にシミュレーションを行い作成

※2045年以降は自然動態・社会動態の推計率をそのまま利用

出典：第2期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

3. 将来人口展望の実現に向けた取組方針（人口ビジョンより）

将来人口の展望を実現するため、「出生率の向上」と「社会移動の均衡」にむけて、以下の4つの取組方針により、対策を講じます。

①安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり

将来人口の展望実現に向けては合計特殊出生率の上昇が必要であり、そのためには20～30代の婚姻数を大幅に増やす必要があります。

結婚や子育てについて地域コミュニティレベルで相談や意見交換ができる場をつくとともに、子育て世代の移住定住に向けて、本町の良好な子育て環境を積極的にアピールします。

②若い世代に住む場所を提供

将来人口の展望実現に向けては人口の転出抑制が必要であり、特に若い世代の転出を抑制する必要があります。

10代後半から20代前半における熊本県内への進学・就職希望者が町内から通学・通勤することが可能で、若い子育て世帯に居住地として選択してもらえるような住環境の整備に取り組むことで、転出抑制につなげます。

③快適な生活環境と近郊都市との連携

国道3号、宇城氷川スマートインターチェンジ、JR 鹿児島本線といった近郊都市への交通利便性を活かして、住みやすい生活環境を形成するとともに、近郊都市（八代市や熊本市）に通勤・通学するベッドタウンとしての発展にも取り組み、転出超過を抑制します。

④農林業従事者の増加

氷川町の基幹産業である農業をはじめ、1次産業従事者が今後も減少することが想定されていますが、町の約半分を農地が占める土地利用から農業振興は必須であり、町内で働くという観点からも1次産業振興は重要です。

そのため、所得の向上・安定を目指した取組などを行い、特に若い世代の農林業従事者を育成する仕組みづくりに取り組みます。

氷川町のまちづくりを取り巻く状況

1. 人口減少及び少子高齢化の進行

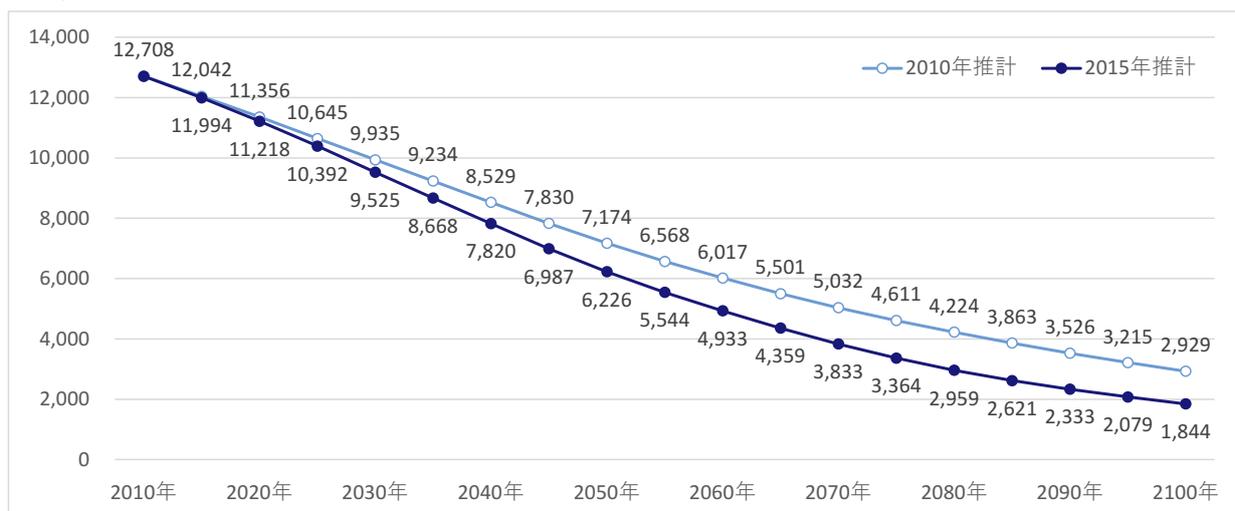
我が国の人口は令和2年国勢調査の結果、1億2,416万6千人であり、5年前より94万9千人減少しており、平成27年を境に減少に転じています。15歳未満の年少人口の割合が世界で最も低い水準となっており、今後も出生数増加の見込みが難しいことから、我が国の人口減少はますます進行すると想定されます。

氷川町の人口減少も着実に進行しており、国立社会保障・人口問題研究所による2010年推計と2015年推計を比較すると、人口減少スピードが加速していることがわかります。

人口減少とともに少子高齢化も進んでおり、平成12年には高齢化率21%以上とされている超高齢社会に突入しています。

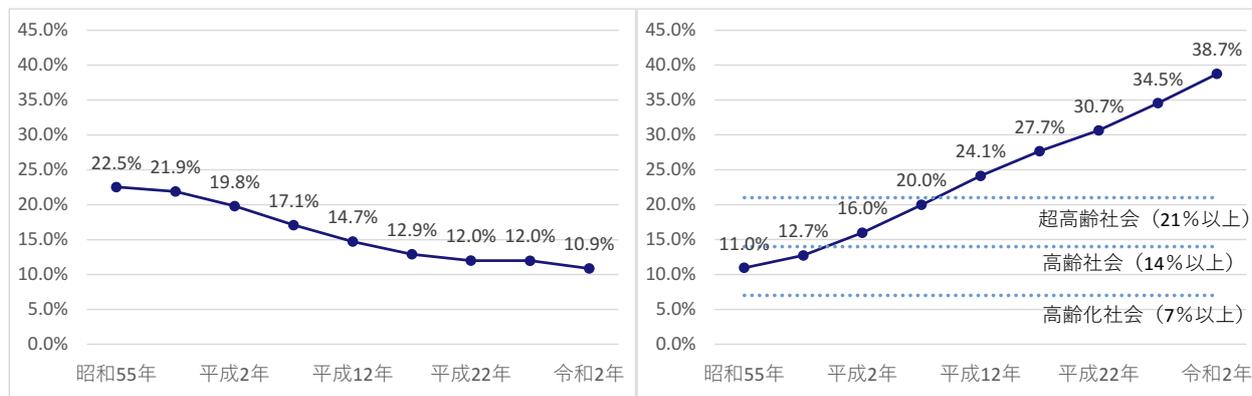
また、令和2年国勢調査の結果を受け、令和4年4月には氷川町の一部（竜北地区）が過疎地域※¹に指定されるなど、地域の持続的発展に寄与する取組が求められています。

* 1 人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域で、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年4月1日制定）に基づき、「人口要件」と「財政力要件」で判定される（全国885団体）。



図：2010年と2015年の将来推計人口の比較

出典：国立社会保障・人口問題研究所



図：(左) 年少人口割合の推移、(右) 高齢化率の推移

出典：各年国勢調査

2. 新型コロナウイルス感染症の拡大

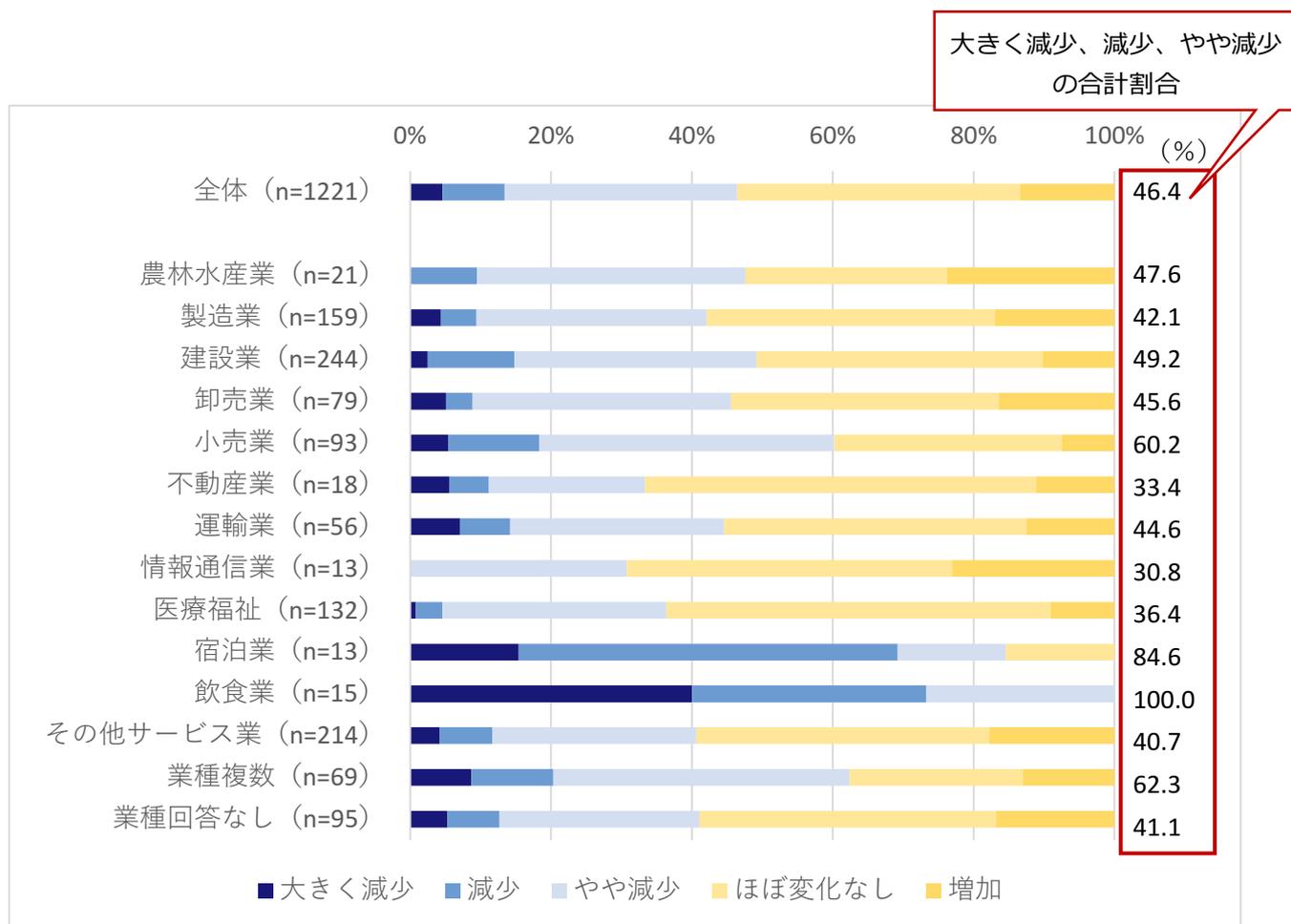
新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、感染拡大防止のため、各種イベント自粛、不要不急の外出を控える呼びかけが行われ、企業活動や住民生活に大きな影響を及ぼしています。

熊本県において令和4年度に実施された「新型コロナウイルス感染症による熊本県経済への影響等に関する共同調査」の結果によると、多くの業種で売上の減少がみられ、特に、宿泊業・飲食業でその傾向が強くなっています。

また、感染拡大はテレワーク^{※1}の普及や地方移住への関心の高まりなど、人々の働き方や生活様式、生活意識や価値観の変化にも多大な影響を与えています。

氷川町においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地場産業や住民生活への支援はもとより、生活様式の多様化や価値観の変化に対応した環境整備が求められています。

※1 ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tel（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。



図：現在の売上の状況（コロナ禍前（2019年）との比較）（業種別）

出典：熊本県 新型コロナウイルス感染症による熊本県経済への影響等に関する共同調査

3. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地方創生のあり方

前項で述べたように、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に様々な影響を及ぼしました。

そのような状況を受けて、国では、令和2年12月に「第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)について ～感染症の影響を踏まえた今後の地方創生～」の中で、感染症による様々な影響を踏まえた今後の地方創生の取組の方向性をまとめています。

氷川町においても、地方移住への関心の高まりなどを大きなひと・しごとの流れにつなげていくため、地域の魅力を高め、それを効果的に発信していくことが必要となっています。

(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)より)

新型コロナウイルス感染症による様々な影響

①地域経済・生活への影響

- ▶ マクロ経済^{*1}や景況、地域経済を支える産業への影響
- ▶ 雇用情勢への影響(完全失業率の上昇、有効求人倍率の低下)
- ▶ 地域における社会的な影響(感染拡大への過度の対応、感染者差別の発生、交流人口の減少等)

②国民の意識・行動変容

- ▶ テレワークの普及と地方への関心の高まり
- ▶ 地方へのひとの流れ、企業の意識・行動変容



新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地方創生の取組の方向性

①感染症による意識・行動変容を踏まえた、ひと・しごとの流れの創出

感染症を契機とした、地方移住への関心の高まりを地方への大きなひと・しごとの流れにつなげていくため、恵まれた自然環境や人々の絆の強さなどの地域の魅力を高め、人を惹きつける地域づくりや魅力を発信していくことが重要。

②各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進

感染症の影響を踏まえ、各地域に適した地方創生の取組を進めるため、より一層、各地域が地域の将来を「我が事」としてとらえ、特色や状況を十分に把握し、隣接する地域との連携を図りつつ、最適な方向性を模索し、各地域が自主的・主体的に取り組むことが重要。

*1 国・地域全体の経済活動のことで、政府、企業、家計を総体として捉える経済の見方。GDPなどの経済成長率、消費者物価指数などの物価指数、景気動向指数、失業率などといった経済指標を用いて、経済を数値的に捉えて分析、予測するのが特徴。

4. 地方創生 SDGs の実現

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」であり、2030 年を達成年限とし、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。



SDGs 17の目標

国において、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGs を原動力とした地方創生を推進するとされています。

氷川町においても、SDGs の理念を住民、民間事業者、行政の間での地方創生に向けた共通言語とし、将来像や目標への理解の進展や自治体業務の合理的な連携の促進が必要です。

(「SDGs 実施指針改定版」より)

主なステークホルダーの役割～地方自治体～

地方自治体は、SDGs 達成へ向けた取組をさらに加速化させるとともに、各地域の優良事例を国内外に一層積極的に発信、共有していくことが期待されています。

具体的には、「SDGs 日本モデル」宣言や「SDGs 全国フォーラム」等のように、全国の地方自治体が自発的に SDGs を原動力とした地方創生を主導する旨の宣言等を行うとともに、国際的・全国的なイベントを開催する等により、海外や、全国又は地域ブロック、若しくは共通の地域課題解決を目指す地方自治体間等での連携がなされ、相互の取組の共有等により、より一層、SDGs 達成へ向けた取組が行われることが期待されます。

また、今後は、より多くの地方自治体において、さらなる SDGs の浸透を目指し、多様なステークホルダー^{*1}に対してアプローチすることが期待されています。

地方自治体においては、体制づくりとして、部局を横断する推進組織の設置、執行体制の整備を推進すること、各種計画への反映として、様々な計画に SDGs の要素を反映すること、進捗を管理するガバナンス^{*2}手法を確立すること、情報発信と成果の共有として、SDGs の取組を的確に測定すること、さらに、国内外を問わないステークホルダーとの連携を推進すること、ローカル指標の設定等を行うことが期待されています。

また、地域レベルの官、民、マルチステークホルダー^{*3}連携の枠組の構築等を通じて、官民連携による地域課題の解決を一層推進させることが期待されています。

さらに、「地方創生 SDGs 金融」を通じた自律的好循環を形成するために、地域事業者等を対象にした登録・認証制度の構築等を目指すことが期待されています。

*1 ある活動に対し、直接的・間接的な利害関係を有するグループまたは個人のこと。日本では利害関係者と表記されることが多い。

*2 英語で「統治」や「管理」、「運営」を意味する言葉。国家や地方自治体、企業などで管理体制を構築し、組織をまとめることを指す。

*3 広域な範囲に及び利害関係者のこと。

5. Society5.0の実現に向けたDXの推進

国は、誰もがデジタルによる恩恵を受けられる「デジタル社会」の形成を推進し、そのビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げ、その実現のためには自治体の取組が重要であるとし、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX^{※1}）推進計画が策定されました。

令和3年9月にはデジタル庁も設置され、「Society5.0^{※2}」の実現とともに、行政手続のオンライン化に係る目標値設定、基本原則などを掲げ、その推進のために押印や規制の見直しなどを進めています。

また、国において令和3年に発表された「デジタル田園都市国家構想」では、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしの実現」が求められています。

氷川町においても、令和4年3月に「氷川町DX推進方針」を定め、行政業務のDXに取り組んでいますが、地場産業におけるデジタル技術の活用支援や住民生活を豊かにするサービスの構築などのほか、デジタルデバイド（情報格差）解消に向けた取組も重要となっています。

（「氷川町DX推進方針」より）

基本理念 みんなに寄り添うスマート田園都市、ひかわ

基本方針

基本方針1：デジタル活用による豊かな町民生活の実現

デジタル技術の活用により、誰もが便利で質の高いサービスを楽しむことができる環境を整備し、豊かな町民生活の実現を推進します。また、住民間のデジタルデバイド（情報格差）解消に向けた施策の実施や、デジタルを通じて町民が行政に参加しやすくなる仕組みを構築します。

基本方針2：社会課題の解決と新たな価値創出

少子高齢化による労働力不足や自然災害、感染症拡大防止に向けた新たな生活様式^{※3}への転換など、社会課題の解決に向けたデジタル技術活用や人材育成を推進します。デジタル化によって新たな価値を創出し、誰もが利用しやすい行政サービスを提供します。

基本方針3：行政におけるデジタルイノベーション^{※4}推進

社会課題が深刻化する中でも、行政サービスを持続可能な形で提供し続けるべく、既存業務の見直し・改善、デジタル技術活用による事務作業の自動化・効率化を進めます。職員が町民との相談や地域との対話、企画立案など、人でなければできない業務に専念できる環境を整備します。

* 1 Digital Transformation（デジタル トランスフォーメーション）の略称で、「進化したデジタル技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。単なるデジタル化ではなく、デジタル技術の活用による新たなサービス・価値の提供等を通して、制度や組織文化なども変革していくような取組を指す。

* 2 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、「第5期科学技術基本計画」において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

* 3 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の抑止のため、感染症対策に通じる所作を日常生活の中に織り込んだ、旧来通りではない生活の仕方のこと。

* 4 デジタル技術を活用して新たなものを生み出し変革を起こすことで、社会的、経済的な価値を生み出すこと。

6. 情報通信技術の進展

DXの推進において、情報通信技術（ICT）※¹の発展は不可欠であり、IoT※²・ビッグデータ※³・AI※⁴などの進化したICTの利活用が進んでいます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で広まったテレワークも、ICTを利用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、地方創生においても有効な方策だと考えられています。



タブレットを活用したICT教育

氷川町では、特に教育分野におけるICT化に取り組んでおり、全児童・生徒へのICT教育用タブレット端末整備が完了し、学習環境の向上が図られました。

今後も、様々な分野でICTの効果的な利活用を進めていくことが必要です。

- * 1 Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略称で、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語。
- * 2 Internet of Things（インターネット オブ シングズ）の略称で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、新たな付加価値を生み出すこと。
- * 3 従来のソフトウェアの能力を超えた巨大なデータ群のこと。これらのデータを解析することにより、新たな価値の創出や知見の発見が可能となる。
- * 4 Artificial Intelligence（アーティフィシャル インテリジェンス）の略で、人工知能のこと。コンピュータがデータを分析し、人間の知的能力を模倣する技術。

7. 環境問題の深刻化

森林環境や河川環境の悪化、地球温暖化などによる異常気象や自然災害の発生など、年々世界中で状況が深刻化している環境問題に対して、国際的に様々な取組が行われています。

令和2年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル※¹を目指すことを宣言しました。また、環境問題の深刻化を背景に循環型社会※²という考え方が生まれています。

氷川町では、再生可能エネルギー※³の導入促進や、令和6年度からの八代市環境センターでの可燃ごみ処理を踏まえたごみの減量化・リサイクルのさらなる推進が必要となっています。

- * 1 社会のライフサイクル全体で見たときに、二酸化炭素（CO2）をはじめとする温室効果ガスの排出量から森林等による吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロの状態にすること。
- * 2 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
- * 3 エネルギー源として持続的に利用できると認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

8. 頻発する自然災害

近年、全国各地で水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生しています。

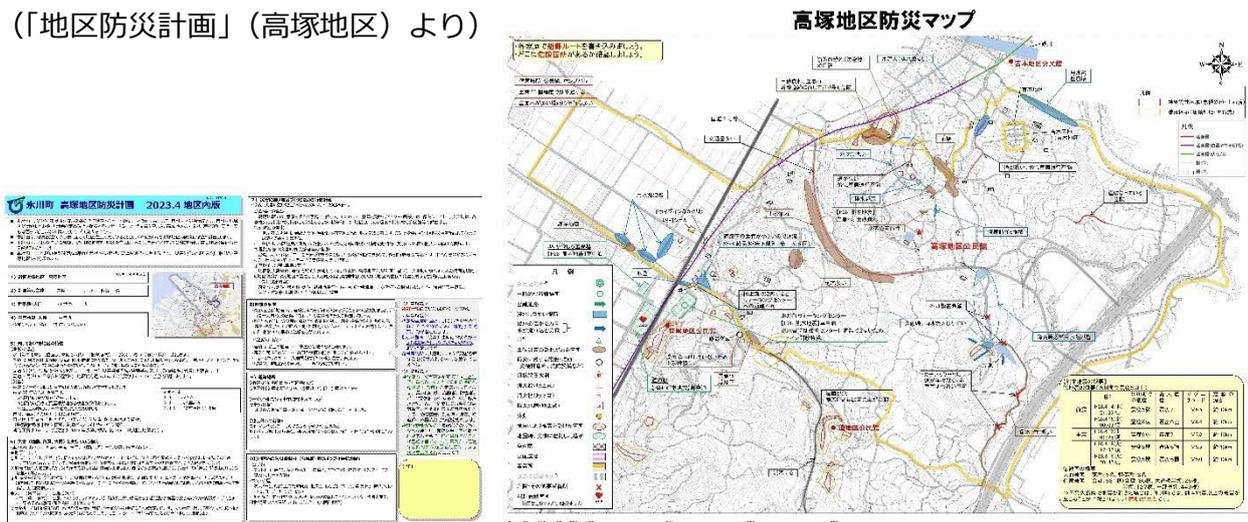
氷川町においても、平成 28 年に発生した熊本地震では甚大な被害を受けました。また、国道 3 号より西側はほぼ干拓地で低平地が続くため、高潮災害、津波や河川の氾濫による浸水などの災害が懸念されます。

氷川町では、平成 27 年に「氷川町地域防災計画」を改定し、平成 28 年度から 3 か年かけて町内全 39 地区で地区防災計画を作成し、計画に基づく訓練の実施や計画の更新を行っています。

また、令和 2 年 3 月には「氷川町国土強靱化地域計画」を策定し、安全安心な暮らしを支える施策を総合的かつ計画的に推進しており、これらの計画に基づき、町内に一時避難所として使える防災公園を整備しました。

今後も、災害に強いまちを目指したハード整備、ソフト整備に加え、住民の防災意識醸成が必要となっています。

〔「地区防災計画」(高塚地区)より〕



野津防災公園



宮原防災公園

9. 定住促進策につながる広域交通及び町内交通の利便性の維持・向上

町内を国道3号及び443号、県道14号八代鏡宇土線及び338号八代不知火線などが通り、隣接する八代市には九州新幹線新八代駅や重要港湾八代港があるほか、令和3年度には八代・天草シーライン^{*1}が国県の道路交通計画に構想道路として位置付けられるなど、産業・流通・観光面を含め、氷川町を取り巻く広域交通の環境は良好です。

平成23年の九州新幹線の全線開業や、平成26年の九州自動車道の宇城氷川スマートインターチェンジの開通などにより、他都市や熊本空港へのアクセスがしやすくなり、広域交通の利便性がさらに向上している一方で、町内の公共交通の利便性は依然として低く、既存バス路線数が減少するなど交通弱者の生活にとって不便な状態が続いています。

氷川町では、後期高齢者などを対象にタクシー利用料金支援事業を行っていますが、今後も継続した町内交通の利便性の維持・向上に向けた取組を行っていくことが必要です。

*1 八代地域と天草地域を10分で結ぶ海上道路（構想）こと。八代・天草シーラインの実現は、所要時間短縮による観光ルートの開発、災害時における代替ルート確保、さらに九州西岸軸と東岸軸を結ぶ交通ネットワークの実現など観光・防災・産業面への寄与のみならず九州広域圏や国土形成上の観点からも、大きな成果が期待される。



宇城氷川スマートインターチェンジ

基本構想

1. 基本構想の方針

① 安心して暮らすことができ、幸せを実感できる「田園都市・氷川」の実現を目指します

- 私たちの住む氷川町は、清流氷川や田園風景をはじめとした豊かな自然環境と、通勤・通学などができる広域交通の利便性を兼ね備えた、恵まれた環境にあります。
- この恵まれた環境の中で、ゆったりとした時間が流れる田園の魅力と、都市に暮らすような利便性の両方を享受しながら、日々、豊かな生活を送ることができます。
- そのような「普通の生活」の中で、住民一人ひとりがそれぞれの幸せを実感しながら、氷川町に生まれ育ち、住み続けられる環境をつくるとともに、町の外からも氷川町に住みたいと思うような環境をつくっていきます。
- 本計画では、そうした「田園都市・氷川」の醸成にむけて、必要となる取組を掲げ、計画的に進めていきます。

② 小さな町ならではの誇りと輝きを未来へ受け継ぐ「持続可能な氷川町」を目指します

- 氷川町が誕生してから時間を積み重ねる中で、旧両町が培ってきた個性を受け継ぎながら、小さな町ならではの特色あふれる新たな「氷川町」を育んできました。
- 日本全体が人口減少へと転じ、氷川町においても人口減少が進む中で、将来にわたって氷川町が氷川町であり続けるためには、少ない人口でも維持できるまちの姿と地域社会の仕組みを形成することが必要です。
- 本計画では、小さな町ならではの誇りと輝きを未来へ受け継いでいけるよう、「持続可能な氷川町」を目指して、必要となる取組を掲げます。

③ 住民と行政が手を取り合い、協働でまちを経営する「自治と協働のまち」を育てていきます

- 氷川町では、これまでも地区別計画に基づく地区単位での地区づくり活動とそれを支える地区担当職員制度^{*1}により、先進的な住民自治を行い、また、様々な分野において住民・団体・事業者・行政などの多様な主体が連携し、まちの経営を担ってきました。
- 地方分権時代や人口減少社会において、財源や人的資源に限られる中で、より複雑化する課題に対応するには、住民自治と団体自治が相互補完により対応するとともに、多様な主体が参画し協働で公共サービスを担う「新たな公共^{*2}」を育むことが求められています。
- 本計画では、これまでの取組を活かしながら、住民と行政が手を取り合い、協働でまちを経営する「自治と協働のまち」を育てていけるよう、計画づくりから取組の段階まで、住民と行政が協働して進めていきます。

* 1 多様なニーズによって変化する地域課題を解決するために、町職員が各地区におもむき、会議や交流イベントへ参加することにより、地域の現状を把握し、それぞれの状況にあった支援を行う制度。

* 2 行政だけでなく、地域の住民や NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動すること。

小さなまちで、大きな幸せを感じる 田園都市・氷川

豊かな田園と里山に抱かれ、氷川の水に育まれたまち
魅力あふれる仕事があり、新たなことに挑戦できるまち

みんなが地域で安心して暮らせるまち

氷川っ子を育み、未来を生き抜く人を育てるまち

みんなの顔が見え、地域を一人一人がつむぐまち

そして

小さなまちの中で、大きな幸せを感じるまち「田園都市・氷川」を創ります



3. 将来のまちの姿

(1) 拠点と軸によるまちの骨格づくり

- 将来像の実現を支え、5つの未来におけるまちづくりの中核となる場所を、拠点として設定します。
- 拠点同士を結び、町外へ続く、骨格的な道路などを軸とし、本町のシンボルとなる空間形成を図ります。

《5つの拠点》

①産業・観光交流拠点 (産業)	竜北物産館、竜北公園、農産加工研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・販売機能の強化 ・ツーリズムプログラム開発機能の強化 ・特産品開発機能の強化 ・新たな雇用創出及び新規就業者支援機能の強化
②まちづくりと福祉の拠点 (地域・福祉)	宮原振興局、まちづくり情報銀行、まちづくり酒屋、地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地区単位やテーマ型のまちづくり活動支援機能の強化 ・まちの魅力を伝える情報発信機能の強化 ・地域包括ケアシステム^{※1}の構築
③暮らしと防災の拠点 (地域・福祉)	本庁舎エリア（健康センターを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災拠点となる防災機能の強化 ・住民の暮らしと健康を支える各種サービスの充実
④環境と歴史の拠点 (環境・地域)	立神峡公園と野津古墳群を中心とする拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・里山や河川をフィールドとした環境学習や古墳などでの歴史・環境学習などの展開 ・産業・観光交流拠点を中心に推進するツーリズム型の産業・観光交流活動との連携
⑤人づくり拠点・ネットワーク (教育)	氷川町公民館、文化センター、八火図書館、歴史資料館、地区の公民館や小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・全町的な人づくり活動の推進 ・4つの拠点との連携による町外との交流 ・地区単位での人づくり活動の推進 ・地区の公民館や小学校区単位のきめ細かい活動とそれらの連携・交流によるネットワーク構築 ・コミュニティ・スクール^{※2}による地域と連携した教育環境の構築

*1 住み慣れた地域で自分らしく暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

*2 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

《3つの軸》

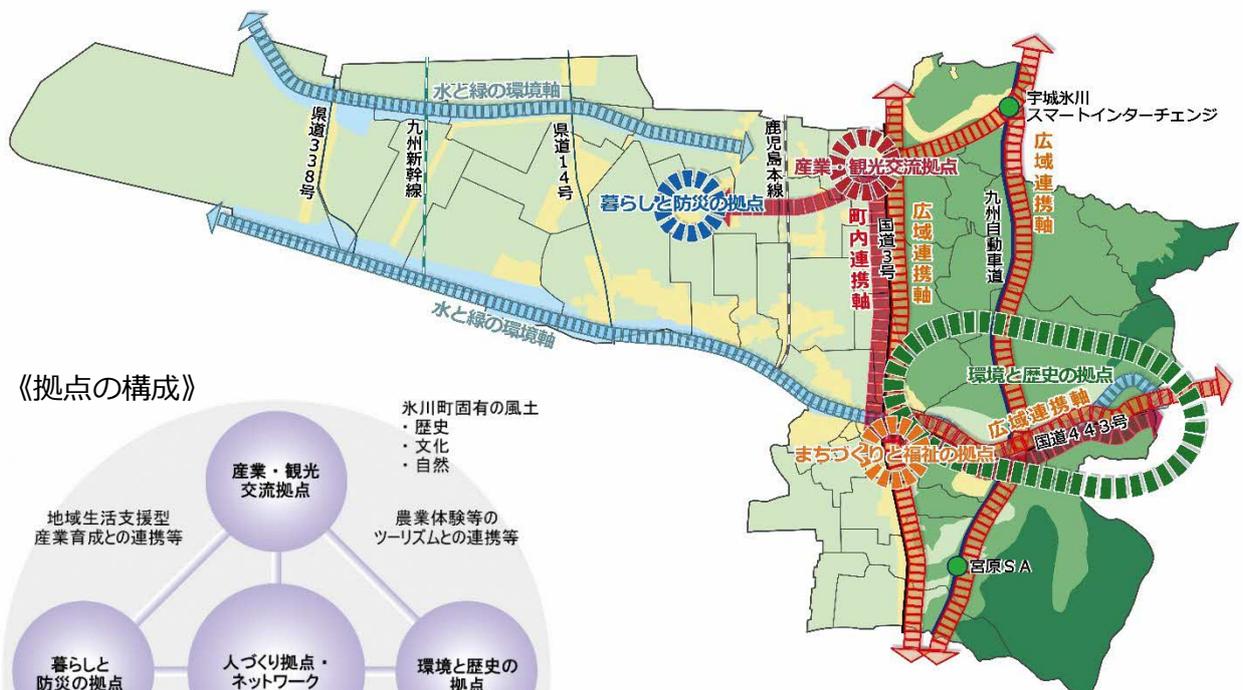
①町内連携軸	国道3号沿いと、国道3号から本庁舎や立神峡を結ぶ道路	<ul style="list-style-type: none"> ・5つの拠点をつなぎ、5つの未来におけるまちづくりの連携のシンボルとなる軸 ・本町の機能配置や住民活動の骨格として景観形成を図る
②水と緑の環境軸	氷川沿い、八間川沿い	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や護岸などの環境整備をしながら水と親しみ、流域の環境を守り、学ぶ骨格として、水辺の景観形成を図る
③広域連携軸	国道3号、九州自動車道、宇城氷川スマートインターチェンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・産業・観光・交流面で、町外の周辺自治体などと広域連携し、氷川町の魅力を発信する軸

(2) 地形・風土を踏まえた適切な土地利用ゾーニング

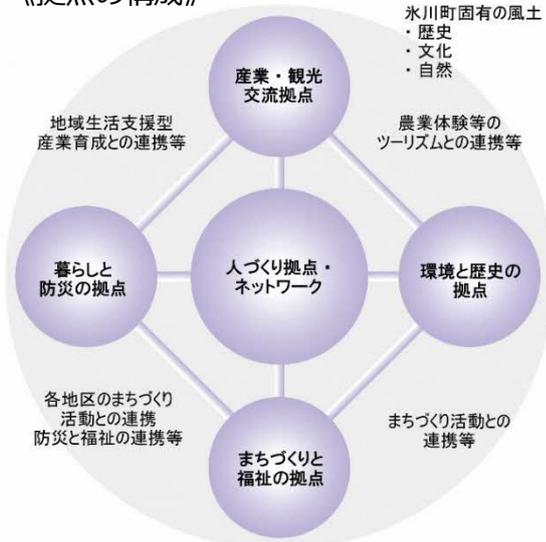
- 本町の地形・風土を踏まえ、国道3号を境として里山ゾーン・山林ゾーンと田園ゾーンに分け、氷川沿いを河川ゾーンとし、適切な土地利用の規制・誘導と景観形成を図るとともに、国道3号沿道やJR有佐駅周辺、氷川右岸沿いを住宅地ゾーンとし、住宅の誘導を図ります。

《5つのゾーン》

①里山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・人と自然が共生する営みとして、農地・樹林地及び里山集落を維持・保全・創造（休耕田や耕作放棄地への対応を含む） ・低地部から連続する斜面の緑地の保全、地形に即した環境の維持 ・里山環境と調和した住宅地景観の保全・創造
②山林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・環境林としての適切な維持管理が行われる山林の保全、里山文化の創造 ・経営林としての可能性の検討
③田園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・田園集落環境の保全・創造 ・田園集落にふさわしい住宅・生活環境の形成 ・農地の保全（休耕田や耕作放棄地に対しての組織的な対応による農地の維持）
④河川ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の浄化、自然地としての保全 ・河川環境の保全、河川敷の荒れ地の環境整備・美化
⑤住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・住居と生活利便施設が共存する複合住宅地の形成 ・周辺の田園環境と調和した住宅地景観の保全・創造



《拠点の構成》



凡 例	
里山ゾーン	■
山林ゾーン	■
田園ゾーン	■
河川ゾーン	■
住宅地ゾーン	■

4. 5つの未来（基本方向、施策）

産業の未来

<産業の将来像> 魅力あふれる仕事があり、新たなことに挑戦できるまち

- 定住できるまちを目指して、すべての産業の連携による6次産業化^{*1}を目指し、新たな産業と新たな雇用を創り、氷川町で働く魅力を創出します。
- 基幹産業である農業を営む人が、時間にゆとりを持ちながら、収益性が高く経営が安定した魅力あふれる農業を続けられるよう、環境や仕組みを整えます。
- 観光振興と物産振興を図るために、関係団体と行政が連携することにより、氷川町として誇れる「氷川ブランド」を創出する体制を構築し、町外へ情報発信するとともに、観光・交流を推進し、氷川町を訪れる人を増やします。
- 地場産業と連携した新たな産業や、暮らしを支え豊かにする商工業やサービス業などで、新たな仕事や起業に挑戦する人材を支援し、氷川町で暮らし働きたいと思えるまちを目指します。

* 1 1次産業の担い手である農林漁業者が、2次産業（加工）・3次産業（流通・販売）に取り組み、生産物の高付加価値化、経営の多角化を進めること。

《基本方向》	《施策》
1. 地域ぐるみで進める農漁業の振興	1-1-① 組織型農業の振興と営農環境の保全
	1-1-② 農業経営の安定化の推進
	1-1-③ 農地を守り農業を支える人材の育成
	1-1-④ 住民参加による地産地消及び都市部や国内外での販路拡大の推進
	1-1-⑤ 環境特性に応じた漁業振興の推進
2. 暮らしを豊かにする拠点を中心とした商工業の振興	1-2-① 地域に密着して暮らしを支える商工業活動の推進
3. 体験と学習をテーマとした観光・交流の促進とツーリズムの推進	1-3-① ツーリズム推進のための企画・運営体制の充実と環境整備の推進
	1-3-② 交流を促進する独自イベントの開催
4. 地場産業と連携して暮らしを豊かにする新たな産業の創造	1-4-① 農産物活用によるブランド化や6次産業化の推進
	1-4-② 氷川町の特色や立地特性を生かした新たな商工業活動の推進

＜福祉の将来像＞ みんなが地域でいきいきと安心して暮らせるまち

- 高齢者や障がい者を含め、誰もが在宅や住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられる仕組みを創っていきます。また、災害時や緊急時についても、配慮が必要な方への支援が行き届くよう、地域で支える仕組みを整えていきます。
- 福祉を支える人材や利用者の広域化を図るとともに、住民・事業者・行政が情報共有や連携をしながら、それぞれの役割を担い、地域包括ケアシステムの構築へむけた取組を進めます。
- いきいきサロンを中心とした高齢者の健康づくりや介護予防の充実を図ります。
- 住民健診やスポーツの機会の提供を通じて、若者から高齢者まで誰もが自ら健康を維持・増進するための取組を支援します。
- 誰もが互いに尊重し、自身の能力や希望に応じた働く場や活躍の場がある地域社会を形成します。
- 障がいや認知症などに対する基本的な理解の浸透や知識の普及を図り、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが個人の能力や個性を発揮できる、支え合う地域社会を実現します。

《基本方向》	《施策》
1. 高齢者や障がい者を地域で支える仕組みの充実	2-1-① それぞれのニーズに応じた福祉サービス・施設の充実
	2-1-② 地域で福祉を支えるための組織・人材づくりと活動支援
2. 誰もが生きがいを持って暮らせる環境の充実	2-2-① 誰もがいきいきと活躍できる仕組みの充実
3. いきいきと暮らすための健康づくり	2-3-① 健康寿命延伸のための予防・健診（検診）体制の充実
	2-3-② 生涯スポーツ活動の推進
4. 誰もがお互いに人権を尊重し、協調して支え合う社会づくり	2-4-① 人権問題に関する普及・啓発の充実と人権意識の向上
	2-4-② 男女共同参画社会づくり

＜教育の将来像＞ 地域で氷川っ子を育み、子どもたちの声が響き合うまち

- 将来のまちを創る子どもたちを、幼児から小・中・高校生まで一貫して育む子育て・教育環境を、地域全体で創っていきます。
- コミュニティ・スクールや ICT のさらなる普及や充実、主体的・対話的で深い学びを目指すカリキュラムなどの次の時代を生き抜くための教育環境の導入と推進、大学との連携や郷土愛を育むふるさと「氷川学」を通じて、氷川町ならではの教育を創り、子育て世代が移り住みたいと思う魅力を創出します。
- 学校を人づくりとコミュニティの拠点として、学校・家庭・地域・行政が協力し連携することによって、子どもを見守り育む地域づくりを進めます。また、子どもから高齢者まで誰もが生涯を通じて学び続けられる環境を創ります。

《基本方向》	《施策》
1. 安心して育てることができ る子育て環境の充実	3-1-① 身近な地域で安心して子育てができる環境づくり 3-1-② 地域で子育てを支えるための組織・ネットワーク・人材づくりと活動支援
2. 子どもの心と体を鍛える 教育環境の充実	3-2-① 子どもの心と体を鍛える特色ある学校教育の充実 3-2-② 学校教育に関わる家庭・地域の参加促進 3-2-③ 地域に密着した教育施設の充実と各種教育機関の間での交流・連携
3. 地域づくりと一体となっ た学びの環境と機会づく り	3-3-① 地域の特色ある資源を活用した子どもの健全育成の環境づくり 3-3-② 身近な地域で生涯を通じて学習し、その成果を地域で活かせる仕組みや機会の充実

<環境の将来像> 環境への思いやりが、充実した暮らしにつながるまち

- 氷川町における暮らしを支える生活環境や自然環境を守り、充実し、住み続けられるまちとしての「田園都市・氷川」の魅力を高めます。
- 清流氷川を中心とした河川・海岸・森林・里山・農地の保全を続けるとともに、立神峡公園を中心とした環境学習の取組を続けることにより、自然環境に対する住民の意識を高め、水と緑の豊かな自然環境を守り続けます。
- ごみの減量化・リサイクルの推進や、下水道への接続の促進、再生可能エネルギーの導入促進などを通じて、環境に対する意識や環境にやさしい暮らしを普及・啓発し、循環型社会を形成します。

《基本方向》	《施策》
1. 魅力的で住みやすい生活環境の充実	4-1-① 質の高い住環境の整備
	4-1-② 移住定住に向けた魅力的な生活環境整備と情報発信
2. 暮らしを支えるまちの基盤の充実	4-2-① 便利で快適な生活道路の充実と幹線道路ネットワークの確立
	4-2-② 交通弱者を支える公共交通網の充実
3. いのちの源としての水環境の充実	4-3-① 豊かな水環境の維持・改善に向けた活動の推進
	4-3-② 水の環境を守り、育み、親しむための水環境の整備
4. みどりに囲まれた豊かな環境の創造	4-4-① 住民と協働で行う公園をはじめとする緑化空間の充実
	4-4-② 良好な環境づくりに向けた景観形成や計画的な土地利用の推進
5. 豊かな自然を活かした環境学習の仕組みづくり	4-5-① 豊かな自然とそこで育まれた歴史・生活文化を活かした環境学習の推進
6. 環境にやさしい暮らしの仕組みづくり	4-6-① 循環型社会づくりを目指したごみの減量化と環境美化活動の推進
	4-6-② 脱炭素社会 ^{※1} の実現に向けた取組の推進

* 1 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。

地域の未来

<地域の将来像> 住民が責任を持って守っていく、暮らしやすいまち

- 熊本地震の発生を受け、地区防災計画に基づく各地区での自助・共助による防災・減災の取組や体制の確立を進めるとともに、地域防災計画に基づく町全体での公助による取組により、日頃からお互いの顔が見える安全・安心なまちづくりに取り組んでいきます。
- 地方分権時代を先取りし人口減少時代に対応した先進的な住民自治のまちとして、これからも地域住民自らが考え、責任を持って身近な地域の地区づくりに取り組むとともに、住民と行政の協働によるまちづくりについても、それを支える仕組みを確立し推進していきます。
- 各地区において、地区の実情を踏まえて自治会や老人会・婦人会・子ども会・消防団などの各種団体の維持・設立を促進し、福祉・教育・防災・防犯・移住定住など、暮らしやすいまちづくりに取り組んでいきます。

《基本方向》	《施策》
1. 安全・安心な暮らしを支える防災・防犯にむけた仕組みづくり	5-1-① 安全・安心な暮らしを守る防災・減災の推進
	5-1-② 安全・安心な生活環境づくりのための防犯・暴力団排除の推進
	5-1-③ 安全な暮らしを支える交通安全対策の推進
2. 地域の歴史・伝統・文化の継承	5-2-① 歴史的資源の活用に向けた保全と整備
	5-2-② 地域の伝統・文化の継承のための地域活動の推進と人材の育成
3. 住民主役のまちづくりの推進	5-3-① 住民自らが参画し、住民が主役となるまちづくりの支援
	5-3-② まちづくりを担う人材やリーダーの育成
4. 住民自治を支える行政システムの確立	5-4-① 地域のまちづくりを支える人的体制の強化
	5-4-② 地域や行政のデジタル化の推進